

事務連絡
令和4年3月4日

都立高等学校長 }
都立中等教育学校長 } 殿
都立高等学校附属中学校長 }

指導部高等学校教育指導課長
堀川勝史

都立高等学校等における感染症対策の一層の推進について

各学校におかれましては、日頃より基本的な感染症対策を徹底し、教育活動を実施していただいているところですので。

本日、東京都は国の決定を受け、現在適用されているまん延防止等重点措置を3月21日まで延長することとし、都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部は、都立学校における対応について通知したところであります。

今後、春季休業日や新年度を迎えるに当たり、生徒一人一人が新型コロナウイルスに関する正しい知識をもち、高校生として自覚をもった行動をとることがより一層求められます。また、新入生や転入生に対して自校の感染症対策について周知するとともに、保護者に対しても理解と協力を依頼する必要があります。

つきましては、各学校において、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

記

1 生徒の健康状況の把握に向けた体制整備

- (1) 今年度中に、オンラインにより毎日の健康状況を把握することができる体制を整備する。あるいは、当課から今後配布される「高校生のメンタルヘルスに関わるオンラインシステム（プロトタイプ版）」を活用する。体制整備に当たっては、全校に配置されているデジタルサポーターを活用する。
- (2) オミクロン株の特性を踏まえ、生徒に毎朝の検温と健康観察を徹底させるとともに、登校前に確実に把握し、咳・発熱・息苦しさ・喉の痛み・だるさ・頭痛・味覚障害・嗅覚障害等の体調不良等の症状が一つでも見られる場合は登校させず、直ちに受診することを勧める。また、花粉症と思われる場合であっても、自分で判断せず医療機関に相談するなど、不安を抱えたまま登校することがないように指導する。

2 生徒会等による感染防止啓発のためのスローガンやルールの策定

- (1) 生徒会等を中心に、各学校で感染症対策に関するスローガンやルールを策定する。
- (2) 3月25日までに、学校の方針として策定したスローガンやルールを校内に掲示するとともに、自校のホームページで公開するなど、生徒及び保護者の意識の向上を図る。
スローガン例 「みんなで〇〇しよう」「感染防止△△が大事」など
ルール名称例 「□□高校 感染防止対策ルール」「コロナ対策 □□ルール」など
ルールの内容 毎朝の検温と健康観察の徹底と登校前の学校への連絡、
玄関・教室等の入口での手指消毒の徹底、密の回避、換気の徹底 など

3 新入生や転入生に対する周知等

- (1) 入学手続日や新入生説明会等において、都教育庁新型コロナウイルス対策本部の感染症対策に関する資料や上記2により策定するスローガンやルールを周知して、新入生等や保護者に対して自校の感染症対策について説明するとともに、保護者に協力を依頼する。
- (2) 春季休業中の健康観察について、新入生等に対して健康観察票を配付し、新年度の最初の登校日に持参するよう指導するなどして、体調不良等の症状が一つでも見られる場合は登校させず、直ちに受診することを勧められるようにする。

【担当】

指導部 主任 指導主事 小林 靖

指導部 高等学校教育指導課 統括指導主事 宮崎 智

電話 03(5320)6845